

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

(様式5)

最終更新日：令和5年10月31日

公益社団法人日本クレイ射撃協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://clay-shooting.website/>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	「基本プラン」を更新（VER.2）し、2021年度第6回理事会（2022年3月30日）の承認を経ている。基本プラン（VER.2）では、競技会の活性化・ジュニア世代の充実・女性スポーツの推進・スポーツ医科学サポートの充実・競技会の開催運営能力という5項目の向上を目指した計画としている。 来る2023年度末（2024年3月末）までに、基本プラン（VER.2）で掲げた目標を検証すると共に、ガバナンスに関する年次計画を追加し、基本プラン（VER.3）を作成。理事会の承認を経ることとする。	1. 基本プラン（VER.2） 2. 2021年度第6回理事会議事録
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を、項目1記載の基本プラン（VER.2）へ盛り込み、且つ、本部運営用ガイドライン（VER.1）を策定し、スポーツ団体の役割、理事・監事の役割、NFの業務内容、スポーツ団体のコンプライアンスをマニュアル化し、不祥事を防止するための体制構築や協会三原則・三位一体運営を目指すこととしている。なお、本部運営ガイドライン（VER.1）は2021年度第5回理事会（2022年2月18日）の承認を経ている。 来る2023年度末（2024年3月末）までに、基本プラン（VER.2）で掲げた目標を検証すると共に、前項ガバナンスに関する年次計画と併せて人材育成に関する年次計画を追加し、基本プラン（VER.3）を作成。理事会の承認を経ることとする。	3. 本部運営ガイドライン（VER.1） 4. 2021年度第5回理事会議事録
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	2020年度決算（正味財産＋約135万円）、2021年度決算（正味財産＋約1,433万円）、直近の2022年度決算でも（正味財産＋約724万円）と順調に黒字収支となっている。要因としては事業の活性化・効率化による結果が大きく、決算同様に会員数も増加傾向にある。 一方、2019年度に財務計画を立てたがその後のコロナ禍により同計画を更新しておらず、先読みが困難であったため、2022年度内に同計画を更新できなかった。来る2023年度末（2024年3月末）までに、2026年度（向こう3年度）に亘る財務計画を立て、理事会承認を経ることとする。 その他、協賛スポンサーの獲得に向けた活動を推進する特別委員会として後援企業推進委員会を設置（2022年度第4回理事会にて承認）したが、運用面で問題があったため2023年度内に仕切り直しを計画していることから、前述の財務計画へ本件も盛り込むこととする。	5. 2020・2021・2022年度正味財産増減計算書 6. 2019年度財務計画 7. 2022年度第4回理事会議事録

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	外部理事や女性理事を起用するために定款の施行についての細則を改正し、学識経験者理事枠を大幅に増やした(10名→16名)。その結果、2022年度定時社員総会における役員改選にて、外部理事4名(20%)から6名(31.5%)へ改善し、目標割合(25%)を達成。更に、2023年度定時社員総会において学識経験者理事(外部理事)1名の追加承認があり、計7名(35%)となっている。また、女性理事についても改選前2名(10%)から6名(30%)へ改善した。今後の役員改選を経る毎に女性理事を増やし、目標割合(40%)の達成に向けて善処したい。	2. 2021年度第6回理事会議事録 8. 定款の施行についての細則 9. 理事・監事リスト(2023年7月31日現在)
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	当協会は「一般社団法人=正会員」であるため、この項目は該当しない。	なし
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	2021年度にアスリート委員会を設置し、まずは理事会の諮問機関としてスタートした。 2022年6月の役員改選を経て、柔道アテネ・北京金メダリストの谷本歩実氏を理事就任を経てアスリート委員会・委員長：常務理事へ就いていただいた。選手の意見を取り纏め、理事会へ提言いただくこととしており、直近ではパリ五輪の出場枠(QP)が付与される国際大会への派遣選手選考にあたり、アスリート委員会の意見を軸とした選考会を実施した。また、アスリート委員会規程は、2022年度第7回理事会において承認を経ている。 また、アスリート委員会では、現在の委員会の下へ各種目選手の意見を広く集約するための「選手会」を来る2023年度末(2024年3月末)までに設置することとしている。	10. アスリート委員会規程 11. 2022年度第5回理事会議事録 12. アスリート委員会名簿 13. 2022年度第7回理事会議事録 14. アスリート委員会議事録
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	定款第27条において、理事は14名以上20名以下とされており、理事会は常に80%以上の出席率を確保しているため、実効性は十分確保されている。また、コロナ禍においても理事会へ理事・監事が出席できるようWEB参加できるよう対応し、出席率維持に努めた。 その他、理事上限数20名のうち地方組織選出理事4名、学識経験者理事16名と改善し、外部理事を積極的に取り入れる基盤を築いた。現状、項目4記載の通り、学識経験者理事16名のうち外部理事6名に就任いただいている。	8. 定款の施行についての細則 9. 理事・監事リスト(2023年7月31日現在) 14. 定款

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	理事就任については、地方組織より選出されるブロック選出理事は就任時に70歳を超えないよう定年制を古くから整備しており、地方組織の新陳代謝へ大いに貢献している。生涯スポーツであるクレイ射撃では、他競技よりもそもそもの競技年齢層が高いため、学識経験者理事枠には定年制を設けていない。次回役員改選を2024年6月に予定しているため、定款の施行についての細則第2条を追加修正し、学識経験者理事の定年制を設けることとする。	8. 定款の施行についての細則
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	理事の再任回数の上限設置については、前項8記載の通り外部理事数を増やしたために新任理事の育成に当面傾注する必要があり、且つ、人材不足の観点からも対応が難しい。 現在、新任理事の育成に傾注している最中であるため、次期役員改選（2024年6月）までに理事の再任回数の上限設置は困難であるが、次々役員改選（2026年6月）までには理事の再任回数の上限を設置することとしたい。	なし
			【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】 前回役員改選（2022年6月）において、本戸歳知理事が既に5期10年を超えていた。同理事は歯科医師であり、同氏の紹介でコロナ対策室長兼医科学委員長として清水要ドクターへ就任いただいた経緯から、清水ドクターと共に協会におけるコロナ対策等を担っていただいた。	なし
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	役員選考委員会は既に設置しているが、事業の継続性を重視するために委員会構成員が現行の理事・監事で編成されていた。前回の役員改選において、外部理事や女性理事が大幅に増えたこともあり、ガバナンスコードに基づく方向性は保持できている。 また、有識者、女性の委嘱については次期役員改選（2024年6月）までに構成メンバーに加えるよう改定する。	15. 役員候補者選考委員会規程
11	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	3R宣言をブラッシュアップし、誓約事項5項目へ改正した他、項目2記載の通り本部運営ガイドライン（VER.1）を策定した。 また、倫理規程、コンプライアンス規程は既に整備している。活用事例として、証憑書類3に示す通り本部運営ガイドライン（VER.1）のスポーツ団体のコンプライアンス：代表選考問題について、審査項目17記載の通りバリ五輪出場枠が付与される国際大会への派遣選手選考を是正した。	2. 本部運営ガイドライン（VER.1） 16. 誓約事項5項目 17. 倫理規程 18. コンプライアンス規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
12	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	JSPO加盟団体規程改正に伴い、当協会の公益法人移行手続きを進め、去る8月1日付で公益社団法人へ移行した。 法人移行に伴い、定款を始めとする様々な諸規程の全点検作業にあたり、内閣府公益認定等委員会の指導や委任専門弁護士の助言に従い、協会内の全規程を点検・整備した。 また、従来設置していなかった利益相反ポリシー、アスリート委員会規程、印章管理規程、加盟団体支援事業審査基準を新たに整備した。	10. アスリート委員会規程 20. 印章管理規程 37. 利益相反ポリシー 43. 加盟団体支援事業 審査基準
13	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	情報公開規程、印章管理規程、事務所掌規程を整備した他、大会時の運営マニュアルを策定し、円滑な事業運営に努めた。	19. 情報公開規程 20. 印章管理規程 21. ブロック別本部公式大会運営マニュアル (VER.2) 34. 事務所掌規程
14	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	定款第17条第2項に基づく役員の報酬等及び費用に関する規程、定款第64条第4項に基づく就業規則を整備済み。なお、就業規則については社会保険労務士の助言をいただき、2022年度第1回理事会において改正承認した。	14. 定款 22. 役員の報酬等及び費用に関する規程 23. 就業規則 24. 2022年度第1回理事会議事録
15	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	法人移行に伴う定款変更箇所の確認作業を行い、2022年度臨時総会において定款改正を行った。今後、第51条記載の財産管理運用規程（資金運用規程）を来る2023年度末（2024年3月末）までに整備予定である。 なお、基本財産については、2023年度第1回理事会において、直近2022年度収支決算書において計上された基本財産は全て特定資産へ計上することが承認されており、定款第50条記載の基本財産管理規程の策定は当面見送ることとする。	14. 定款
16	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	パートナーシップ規程を2021年度第3回理事会において承認。しかしながら2022年度の運用面で問題があったため、2023年度末（2024年3月末）までに協賛企業・後援企業を募るための制度や規程を含め改正する。 なお、第3項目記載の通り、2019年度に策定した財務計画を2023年度末（2024年3月末）までに更新する。	25. パートナーシップ規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
17	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	代表選手の選考について理事会において問題提起が為され、2022年度第7回理事会において選手選考委員会(特別委員会)が設置され、2024年パリ五輪の出場枠が付与される国際大会への派遣選手選考を5回の選考会を経て実施した。 派遣選手選考に関する基準は、選手選考委員会へ強化委員会、アスリート委員会の関係者が構成員として入り、他NFの選手選考に造詣の深い橋本聖子副会長が選手選考委員長へ就任した。 選手選考に関する規程は未整備であるため、2023年度末(2024年3月末)までに同規程を整備する。	13. 2022年度第7回理事会議事録 26. ホームページ掲載記事(選手選考) 44. 選手選考委員会名簿
18	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	審判員の認定については、証憑書類45:審査規程に示す通りであり、厳格に運用している。審判員の選考については、2022年度内にマニュアル(規程)を作成し、公平且つ合理的な審判員選考に努めることとしていたが、法人移行に伴う協会諸規程の点検・整備に追われ、理事会の承認を経るまでに至らなかった。但し、原案は既に作成済みであるため、審査委員会の承認を経て理事会へ上程し、2023年度末(2024年度3月末)までに整備する。	
19	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	法律相談の全般としてTMI総合法律事務所との顧問契約を締結し、日常的に相談や問合せができる体制を整えている。また、審査項目11・17記載の選手選考については、JOC法務相談ブースを積極的に活用した。 また、同事務所とは当協会の公益法人移行手続きについても契約し、定款を始めとする諸規程のチェックや事業内容の見直し等のサポートをいただいた。	27. 弁護士との顧問契約書(TMI総合法律事務所)
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	コンプライアンス規程は整備済みであり、コンプライアンス室を設置した。構成については証憑書類28の通りだが、現行、女性が居ないため2023年度末(2024年3月末)までに女性メンバーを追加登録する。 当協会では、民間企業においてコンプライアンス教育を受けた者を担当職員として2019年度より採用し、対応にあたっている。	18. コンプライアンス規程 28. コンプライアンス室名簿
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	コンプライアンス室の設置に伴い、現行の顧問弁護士、税理士・公認会計士と相談し、有識者の配置に向け善処したい。配置に伴う費用等が発生するため、現時点では期限を特定できない。	17. 倫理規程 29. コンプライアンス室名簿

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	コンプライアンス規程に基づき、今後積極的に啓発活動を行っていく。具体的な取組みとしては理事会や総会を利用して専門講師を招き、理事・監事・正会員・職員を対象とした研修を2022年度より実施する。直近では2022年10月6日開催の2022年度第5回理事会において、専門弁護士に依頼し、理事・監事を対象にガバナンスコード（題材：選手選考）について講義を行った。 来る2023年度末（2024年3月末）までにコンプライアンス教育に関する事業計画を作成し、理事会承認を経る。	11. 2022年度第5回理事会議事録 46. コンプライアンス研修資料
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	当協会は1998年セクハラ問題発生後、協会内に倫理委員会を設置して会員への人権意識啓発活動に傾注してきた。国民体育大会時には監督・選手・競技役員を対象とした倫理講習会を実施し、問題の再発防止に長い間取り組んできた経緯がある。 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育について、JSPO公認スポーツ指導者講習会のカリキュラムへコンプライアンス教育を導入予定としていたが、対応が遅れている。2023年度内に同講習会のカリキュラムを組JSPOへ申請・認定いただく予定。 具体的な取組みとしては、JSPO公認スポーツ指導者講習会のカリキュラムへコンプライアンス教育を導入を予定している。	なし
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	審判員向けのコンプライアンス教育について、審判員講習会のカリキュラムへコンプライアンス教育を導入予定としていたが、対応が遅れている。 審査項目22同様、来る2023年度末（2024年3月末）までに審判員向けのコンプライアンス教育に関する事業計画を作成し、理事会承認を経る。 カリキュラム策定後、毎年実施しているブロック審判員講習会にて実施したい。	なし
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	契約している弁護士、税理士、公認会計士と日常的に相談や問合せができる体制を構築している。 また、協会内へ会計規程を整備している。	27. 弁護士との顧問契約書 29. 公認会計士との監査契約書 30. 税理士業務についての委嘱契約書
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守している。 （公認会計士監査報告書、監事監査報告書参照） また、協会内へ会計規程や事務所掌規程を整備している。	9. 理事・監事リスト（2023年7月31日現在） 31. 公認会計士監査報告書（令和4年度） 32. 監事監査報告書（令和4年度） 33. 会計規程 34. 会計規程 35. 事務所掌規程 47. 監事名簿

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	補助金申請・報告先であるJOC（日本オリンピック委員会）やJSC（日本スポーツ振興センター）の手引き等に従い、各種補助金の適正な利用に努めている。 去る令和5年7月26日付、JOC・NF総合支援センター発第23454号文書では当協会の管理レベル1へランクを上げることができた。今後も適切な事務処理に努めたい。	34. 事務所掌規程 36. NF総合支援センター発第23454号文書
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	法令・定款に基づき、ホームページへ事業報告・収支決算、事業計画・収支予算を掲載して情報開示している。 公開URL： http://clay-shooting.website/tag/議事録/	なし
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	選手選考について、項目6記載の通り、パリ五輪出場枠（QP）が付与される国際大会への派遣選手選考にあたり、計5回の選考会を実施し、派遣選手を決定した。同選考会の案内は予めホームページへ実施要項を掲載し情報開示を主体的に行った。なお、5回の選考会実施後、ホームページや協会機関誌へ報告書を掲載し、会員への周知を図った。簡易経緯は下記の通り。選手選考に関する規程については、項目17記載の通り、2023年度末（2024年3月末）までに同規程を整備する。 (経緯・経過) *3月02日 パリ五輪出場枠獲得大会派遣選手選考会開催のお知らせ（告知） 3月08日 2022年度第8回理事会 派遣選手選考会実施要項承認⇒実施要項をホームページへ掲載 3月28日 派遣選手選考会 申込み結果報告（種目・選手名） 4月08～09日 第1回派遣選手選考会実施（岡山県クレール射撃場） 4月15～16日 第2回派遣選手選考会（ニッコー栃木総合射撃場） 5月06～07日 第3回派遣選手選考会（福岡県立総合射撃場） 5月20～21日 第4回派遣選手選考会（岡山県クレール射撃場） 5月27～28日 第5回派遣選手選考会（佐久平国際射撃場）⇒選手選考委員会実施：選考結果確認 5月28日 選考結果公表 ホームページへ掲載 6月15日 2023年度第1回理事会 選考結果報告 了承	26. ホームページ
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	自己説明・公表はホームページへ掲載し情報の開示に努めている。 公開URL： http://clay-shooting.website/協会について/ダウンロード	なし
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	従来は倫理規程しか無かったが、2022年度第7回理事会において利益相反ポリシーを承認し、今後は同ポリシーに従って利益相反を適切に管理することとしている。	17. 倫理規程 38. 利益相反ポリシー

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	2022年度第7回理事会において利益相反ポリシーが承認された。	38. 利益相反ポリシー 13. 2022年度第7回理事会議事録
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	暴力・ハラスメント等通報相談窓口を協会ホームページへ掲載し既に運用を行っているが、規程を含み利用要領が未だ定まっていない。このため、2023年度内に規程を含み通報相談窓口利用要領等の理事会承認を経る予定。 公開URL： http://clay-shooting.website/ 協会について/暴力・ハラスメント等通報相談窓口/	39. ホームページ掲載記事（通報相談窓口）
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	現在の顧問弁護士と相談し運用体制を、役員改選後の2024年7月までに整備する。	なし
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	倫理規程において、禁止行為、違反者に対する処分内容や手続きを定め、既にホームページへ掲載している。 但し、当協会の公益法人移行にあたり、定款を始めとする諸規程の改正を行ったため、現時点では諸規程が掲載されていない。来る2023年10月末日までに定款を始めとする諸規程の掲載を2023年10月末日に行う。	17-1. 倫理規程 17-2. 倫理規程の施行についての細則
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	処分審査は「除名処分」以外は全て理事会で審議され、必要に応じて顧問弁護士へ事前相談や理事会陪席を依頼し、中立性・専門性は担保されている。なお、除名処分は定款第17条に基づき総会決議事項となっている。 また、違反者に対する処分については倫理規程第5条第1項から第6項まで細かく規定され、且つ、不服がある場合は同条第7項に従い、日本スポーツ仲裁機構へ処分決定の取り消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる。 処分決定の通知到着日から「1ヶ月以内」と明記されているが、JSPO・JOCの指導では最低でも「6ヶ月以内」とすることが適宜である旨指導を受けたため、これについては理事会で規程改正をの手続きを2023年度末（2024年3月末）までに行う。	14. 定款 17-1. 倫理規程
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	既に自動応諾条項を定め、日本スポーツ仲裁機構を利用できる措置を講じており、競技者規程、倫理規程へ明記している。	40. 競技者規程 17-1. 倫理規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	倫理規程を2021年度第4回理事会において改正承認し、処分規程内に日本スポーツ仲裁機構へ異議申し立てを行うことができる旨を明記した。 現在、当協会の公益法人移行に伴い、内閣府公益認定等委員会への資料提出にあたり、定款を含む全規程・規則を改正したので、現在のホームページへ規程関係を掲載していない。来る2023年10月末までに改正された全規程・規則をホームページへ掲載する。	17-1. 倫理規程
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	危機管理マニュアルを2022年度内に整備予定であったが、公益法人移行の事務手続きに追われ作業が遅れている。来る2023年度末(2024年3月末)までに同マニュアルを整備する。	なし
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	過去、4年以内にガバナンスコードが定義する不祥事は発生していない。	なし
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者(弁護士、公認会計士、学識経験者等)を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	過去、4年以内にガバナンスコードが定義する不祥事は発生していない。	なし

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	加盟団体規程を整備し、加盟団体との間の権限関係を明確にしている。その他、加盟団体用の運営ガイドラインを策定（2021年度第6回理事会）したため、同ガイドラインに添ったコンプライアンス・ガバナンス・インテグリティの醸成に取り組んでいく。 また、2022年度第4回理事会において前述ガイドラインを推進する特別委員会（ガイドライン推進委員会）を設置したが、現在まで具体的な活動が行えていないことは反省材料である。今後は項目43の取組みを行うこととしている。	41. 加盟団体規程 42. 加盟団体用運営ガイドライン 2. 2021年度第6回理事会議事録 7. 2022年度第4回理事会議事録
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	コロナ禍により全国的な研修会の実施はこれまで見送ってきたが、2023年度より手法を変え、本部事務局が各地方ブロックへ赴き、当該ブロック傘下の都道府県協会関係者と面談し、情報提供や研修に加え、組織改革等に係る意見交換を行うこととしている。時期的にはオフシーズンにあたる2023年12月～2024年2月頃を予定している。 * 2023年11月：北海道・東北ブロック 2023年12月：関東ブロック 2024年01月：東海・北信越・近畿ブロック 2024年02月：中国・四国・九州ブロック	なし